

兵庫県公報

平成19年3月20日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 条 例 | ページ |
|----------------------------|-----|
| ○兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（人事課） | 1 |

公布された法令のあらまし

●兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（条例第32号）
 地方自治法の一部改正により、出納長の制度を廃止するとともに、会計管理者を設置することに伴い、所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成19年3月20日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第32号

兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例

(兵庫県職員定数条例の一部改正)

第1条 兵庫県職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、出納長」を削る。

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第42条の2（見出しを含む。）中「防災監」の右に「及び会計管理者」を加える。

(特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 会計管理者

第4条第2項中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改め、同項第3号を削る。

第5条（見出しを含む。）中「又は出納長」を削る。

附則第9項及び第12項中「出納長並びに」を削る。

別表第1出納長の項を削り、同表防災監の項の次に次のように加える。

| | |
|-------|----------|
| 会計管理者 | 780,000円 |
|-------|----------|

(附属機関設置条例の一部改正)

第4条 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表特別職報酬等審議会の項中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。